



# みどり

第497号

公益社団法人  
徳島県環境技術センター

発行

徳島市津田海岸町2-33  
電話 (088)636-1234(代)  
FAX (088)636-1122

<https://www.tokushima-env.jp>

## 令和3年度 第3回 理事会を開催

令和3年7月29日(木)に県環境技術センター4階において理事10名、監事2名が出席し、令和3年度第3回理事会を開催した。

審議事項では、全自動BOD測定機器の支払方法について協議が行われ、リース契約とすることで決定した。また協議事項では、浄化槽ブロワ交換費補助制度について、交付要件及び啓発等に関して協議を行い、パンフレットの一部を修正したうえで、令和3年度10月から半年間の事業として試験的に導入することを決定した。

理事会の議案及び協議・決定事項は以下のとおり。

### 《審議事項》

議 題	審議内容と結果
1 全自動BOD測定システム導入費用の取扱について	BOD測定機器の支払方法について、リース契約が銀行借入にするかを協議した。返済総額や手続き等を基に比較した結果、リース契約とすることで決定した。

### 《協議事項》

議 題	協議内容と結果
1 浄化槽ブロワ交換費補助制度について	事務局から提示されたブロワ交換費用補助制度の「広報用パンフレット(案)」に基づき協議した。 一般設置者への広報は、簡潔にまとめ上げ、一目で理解できるものという趣旨に沿っているとして、細かな箇所の指摘があったが大筋承認された。次回理事会には完成版として提出することとした。
2 センター部会の開催計画について	9月中旬頃に施工・保守点検・清掃・メーカーの各部会について、別途日程調整を行った上で開催することが承認された。各部会で協議する議題は次の通り。 【施工、メーカー部会】 ①徳島県浄化槽施工マニュアルの改訂について ②無資格者等による不適正工事の対応について ③とくしま浄化槽連絡協議会の協議事項について ④浄化槽維持管理標準契約書の取り扱いについて 【保守点検部会】 ①ブロワ交換費補助制度の導入について ②浄化槽維持管理標準契約書マニュアルの改訂について ③保守点検登録条例に則した実務について ④保守点検業務の電子化について ⑤とくしま浄化槽連絡協議会の協議事項について 【清掃部会】 ①ブロワ交換費補助制度の導入について ②とくしま浄化槽連絡協議会の協議事項について ③年1回の清掃実施の取り扱いについて



### 《報告事項》

報告事項	報告内容
1 浄化槽管理士講習会(徳島会場)の申請受付状況について	開催にあたり、感染症拡大防止策として会場の人数制限を行う必要があったため、所定数分の申請書類の販売が完了した段階で締め切った旨を報告した。
2 執行理事の業務報告について	6/19~7/20の間の執行理事の業務報告を行った。
3 次回理事会の日程調整について	第5回理事会を8月26日(木)14時から開催することとした。
4 (その他について) ①各種行事等の報告について	○公益社団法人香川県浄化槽協会50周年記念式典 日程:8月27日(金)17時 会場:JRホテルクレメント高松 ○とくしま浄化槽連絡協議会 日程:8月31日(火)14時 会場:徳島合同市庁舎 ○四国地区協議会検査員研修会 日程:9月1日~2日 会場:徳島グランヴィリオホテル ○第35回全国浄化槽技術研究集会 日程:10月19日~10月20日 会場:ANAクラウンプラザホテル松山
②会長稟議の報告について	○全国ネイチャーゲーム研究大会in徳島の講師派遣依頼について ○検査員講習会受講後の自宅待機指示について ○BOD測定装置の視察について(香川県へ)
③徳島市汚水適正処理構想策定市民会議への参加について	田村会長が委員として出席した旨を報告した。

### 浄化槽ブロワ交換費補助制度

目的) 浄化槽の適正な維持管理が図られるよう、法定検査を受検している管理者にインセンティブを与える。

原資) 公益目的事業会計から特定費用準備資金を拠出

内容) 法律に基づく適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が実施され、センターの推進する事業(一括契約・口座引落・継続検査申込)に賛同している浄化槽管理者に対し、ブロワ交換費用の一部(上限一万円)を補助する。

期間) 令和3年度下期(10月から半年間)、試験的に導入。  
→半年間の実績を検証し、令和4年度から本格導入に向けて制度の見直しを図る。

## 令和3年度 浄化槽行政担当者説明会を開催

県環境技術センターは7月2日、県及び市町村並びに行政組合の浄化槽担当者を対象にした浄化槽についての説明会を開催した。

この担当者説明会は、浄化槽の基本的事項から浄化槽を取り巻く状況まで幅広く情報発信することを目的に毎年1回開催しているものである。

当日は、県、市町村等併せて26機関、合計30名の出席者があった。

説明会での内容は次のとおり。

### 1. 浄化槽の基礎知識について

(講師：検査部 第1課長 河本 慎次郎)

内容：①浄化槽に関する規制、②浄化槽とは、③処理水の放流について、④構造について、⑤製造・型式について、⑥設置届について、⑦工事について、⑧設置後の各種届出、⑨使用に関する準則について、⑩維持管理について

### 2. 法定検査の実施状況について

(講師：検査部 検査第2課長 山本 博昭)

内容：令和2年度法定検査実施状況について  
7条・11条検査の結果について

今年度から新たに浄化槽行政を担当することになった担当者も参加しており、業務に大変参考になったとの意見が多く寄せられ、有意義な説明会となった。

センターでは、県下唯一の浄化槽の検査機関として種々の情報を継続して発信していきたいと考えており、浄化槽法改正及び県条例等の改正後の状況に関しても改めて報告したいと考えている。



今回の会議には、学識経験者、関係団体の代表者と公募市民等の委員9名が出席し、協議が行われた。

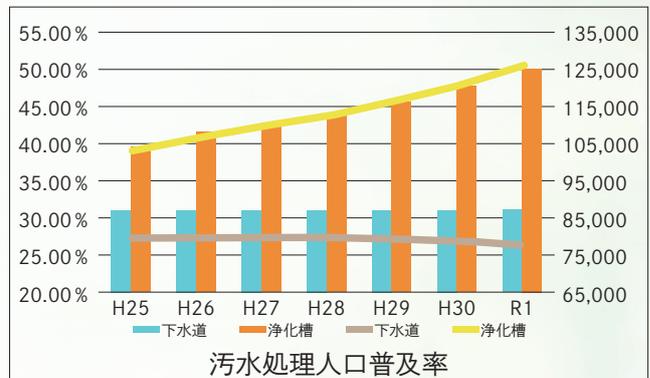
会議では、市担当者から会議の主旨や今後の議論の進め方について説明した後議事に入った。委員の側からは、徳島市の汚水処理について現状や問題点、今後の汚水処理事業における下水道事業の見込み並びに合併浄化槽の整備の課題について説明を受けたあと、今後の取り組み及び行動計画の方針等について、質問や意見などが出された。

市としては、市民会議で示された意見を踏まえ、新たな構想を策定することになる。

委員に委嘱された当センター田村会長は、この会議を通じ、浄化槽での整備を念頭に持続可能な汚水処理施設を着実に整備し、市民の期待に応えられる施策がまとめられるよう取り組んでいく考えを示した。

### 徳島市汚水適正処理構想策定市民会議委員名簿

氏名	所属・役職
江草 秀一	日本下水道事業団 徳島事業所 所長
上月 康則	徳島大学環境防災研究センター センター長
佐川 礼奈	公募委員
島田 和男	徳島市コミュニティ連絡協議会 会長
田村 茂人	徳島県環境技術センター 会長
長谷川晋理	NPO 法人眉山大学 理事長
福山 佳孝	徳島県県土整備部水・環境課 課長
松尾 優輝	公募委員
松重 摩耶	徳島大学環境防災研究センター 学術研究院



## 四国地区協議会 『検査員研修会』中止

新型コロナウイルスの感染が確認されて以来2年程度経過したが、依然としてその猛威が続いていることから、9月に徳島県で開催予定であった浄化槽法指定検査機関四国地区協議会検査員研修会について、本年度の開催を中止とすることが決定した。

来年度にはwithコロナの新たな社会が形成されることを願うと共に、コロナ禍で普及したWEB会議を活用するなど、徳島県ではできなかった新しい形式での研修会が開催されることを期待している。

## 令和3年度 徳島市汚水適正処理構想策定 市民会議 (第1回) の開催

徳島市は7月19日(月)、平成28年度に策定した徳島市汚水処理構想から5年が経過しており、この前回構想を見直すにあたり、広く市民からの意見を求める場を設けることとし、令和3年度徳島市汚水適正処理構想策定市民会議の第1回会議を開催した。

**9 月 は防災月間**  
**マンホールトイレ導入全国 36%、徳島県 17% 普及いまだ道半ば**

国土交通省は、災害に備えて、快適なトイレ環境を確保できることを目的に「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン-2021年版-」(令和3年3月)を策定し、マンホールトイレの整備を推進している。

だが、2018年度末時点で整備済の市町村は全国で36%程度、徳島県では17%程度にとどまった。

国土交通省と内閣府では、整備を災害対策の柱としているため、市町村に整備を検討するよう求める通知(令和2年10月23日付け)を初めて出し、テコ入れを図っている。

徳島県では、「徳島県災害時快適トイレ計画」(平成29年3月)を策定し整備促進を図っているが、整備

したのは4市町(阿南市、美馬市、北島町、つるぎ町)のみになる。

整備済のマンホールトイレは下水道と下水道以外に分かれており、つるぎ町以外は下水道以外で使用できるマンホールトイレを備蓄している。

来るべき災害に対して、被災者の健康を守り、快適なトイレ環境を確保するためにも、公共のリーダーシップが求められる。

	マンホールトイレ管理基数		
	合計	下水道	下水道以外
全 国	35,827	21,336	14,491
徳 島 県	71	1	70
阿 南 市	24		24
美 馬 市	2		2
北 島 町	44		44
つ る ぎ 町	1	1	

国土交通省 令和元年度末まとめ

**災害用トイレの特徴と留意点**

災害用トイレ	特 徴	留 意 点
①携帯トイレ	発生直後の断水、停電、排水不可の状況であっても備蓄していればすぐに使用できる。 <b>準備する物 排使用収納袋・排便袋・ティッシュ・紐・凝固剤</b> ※徳島県立防災センターに展示品有	・排泄場所の確保が必要 ・排泄後の処理や臭気対策が必要
②簡易トイレ	屋内のトイレ等の部屋を活用して使用することができるため、基本的には新たなスペースは不要。 <b>準備する物 折り畳み式トイレと、排使用収納袋、凝固剤、脱臭剤(あれば便利)</b> ※徳島県立防災センターにサンプル展示品有	・排泄場所の確保が必要 ・排泄後の処理や臭気対策が必要
③マンホールトイレ	備蓄が容易で、日常使用しているトイレに近い環境を迅速に確保でき、し尿を下水道管路又は浄化槽に流下させることができるため衛生的である。また、入口の段差を最小限にすることができるため、要配慮者が使用しやすい。	・鍵・照明の設置等の安全対策が必要。 ・鉄製等のマンホールの開閉方法、トイレ室の組み立て方法等の訓練が必要になる。 ・下水道施設又は浄化槽の流下能力と耐震化の状況に応じて使用可否の判断を伴う。 ・抜き取ったし尿の処理が必要
④仮設トイレ	繰り返しの使用や輸送に耐えうるよう、堅牢なつくりのものが多く、一部の仮設トイレには、フラップ式による防虫・防臭対策を施したものと固液分離の機能をもつものがある。	・保管場所の確保が難しい場合等で、調達まで時間を要する場合がある。 ・便器下に便槽を備えているため、入り口に段差があるため、要配慮者が使用しにくい。 ・抜き取ったし尿の処理が必要



《会員企業 製品紹介》

【マンホールトイレ おくだけトイレ】  
 組み立て式でコンパクト収納が可能。  
 日常使用している水洗トイレに近い環境を簡単に確保できる特徴がある。  
 妊産婦、幼児、障がい者、介護・持病がある弱者になり得る立場の人に配慮された商品。

詳しくは下記までお問い合わせください。

株式会社 庄の屋  
 〒773-0006  
 徳島県小松島市横須町 9-28  
 Tel. 0885-32-2349  
 mail.info@sho-no.co.jp

(公社) 徳島県環境技術センター  
 【東部地区会員 96】

## 環境特別学習

### 竹の水鉄砲で花に水を あすたおで 「水の大切さ」を学ぼう



あすたむらんど徳島で8月1日、水の日イベント【竹の水鉄砲で花に水を あすたむで『水の大切さ』を学ぼう】を開催した。園内の池に溜めた雨水を草花や樹木の水やりに再利用することで水の大切さを理解してもらうようにと企画した。水すまし隊は今年で11回目の参加になり、今回も隊員が作った長さ40cm程度の竹の水鉄砲とペットボトルのジョウロを提供した。

当日は夏休みの日曜日。受け付け開始前から多くの親子連れが行列を作り、定員20家族は直ぐに埋まった。楽しみにしていた子供たちは、隊員から受け取った竹の水鉄砲とジョウロを嬉しそうにお父さんやお母さんに見せていた。



イベントでは、隊員のお姉さんが、自然界では使った水がまた戻ってきて使えるようになる「水の循環」についてのお話をした後、楽しみにしていた水やりの体験が行われた。



待ちに待った水やりが始まると、暑い夏の日差しにも負けず、参加した子供たちは道具に水を仕込み、草花にたくさん水やりして楽しんだ。まだ小さな子供は、両親や兄妹が協力し竹の水鉄砲を使っていた。

水すまし隊の隊員は、あすたむらんど徳島に協力し、水に関する座学や雨水の散水などを通じて「水の大切さ」を啓発してきた。参加した親子にイベントの感想を聞いたところ、「水の無駄遣いを減らして、雨水の再利用もやってみます。」と言葉を返してもらえた。

イベントを担当した隊員は「参加者に喜んでもらえて本当によかった。きれいな水を守る意識付けのきっかけとなるよう、この活動を継続していきたい」と話した。



## 水質計量便り

### ～マスクに関するJISを制定～

令和3年6月16日に、マスクに関する日本産業規格を制定すると発表がありました。

マスクは、新型コロナウイルス感染予防のため着用が強く推奨され、需要が増加しています。それに伴い海外からの輸入、マスクメーカー以外の事業者による布製マスクの製造・販売など、マスク市場も拡大・多様化していますが、日本にはマスクに対する公的な規格・基準は整備されていませんでした。

そこで、一定の性能要件以上のマスクを国内で流通させる観点から、マスクの性能及び試験方法について標準化を図り、使用者が安心して購入できるよう、医療用及び一般用のマスクを対象としたJIST9001、コロナ感染対策に従事する医療従事者用のマスクを対象としたJIST9002が制定されたようです。

JIS制定の主なポイントは、規定された試験方法により試験を行い、捕集機能、圧力損失、安全・衛生項目等の性能要件を満たしていれば、材質、形状は限定していません。

例えば、医療用マスクは、医療用に必要な捕集機能、人工血液バリア性について、クラスⅠ、Ⅱ、Ⅲの3つにクラス分類し、また、共通の圧力損失（通気性）、安全・衛生項目を規定しています。一般用マスクは、4つの捕集機能（微粒子状物質、バクテリアを含む飛まつ、ウイルスを含む飛まつ、花粉粒子）と圧力損失（通気性）、安全・衛生項目を規定しています。

感染対策医療用マスクは、人工血液バリア性等の付加性能の有無でタイプⅠ、Ⅱに分類し、性能要件とその試験法に加えて、安全・衛生面も考慮して規定しています。今後、規格に適合したマスクには、認証番号等を表示することができる仕組みが運用される予定です。規格適合品を使うことで、安心して生活できそうですね。

by koizumi

## 事務局だより

### 法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

#### ○11条検査

日程：令和3年9月6日～令和3年10月6日

地区：藍住町、北島町、石井町、上板町、板野町、美馬市、つるぎ町、東みよし町、三好市

#### ○7条検査

日程：令和3年9月6日～令和3年10月6日

地区：徳島市、藍住町、北島町、石井町、上板町、板野町、三好市

#### ○那賀町検査(らくらくあんしん協議会)

日程：令和3年9月6日～令和3年10月6日

地区：那賀町全域

#### ○神山町検査(神山町きれいな水づくり協議会)

日程：令和3年9月6日～令和3年10月6日

地区：神山町全域